

平成18年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区南大井6丁目26番1号

いすゞ自動車株式会社

取締役社長 井 田 義 則

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、平成18年6月28日午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送ください。

【電磁的方法による議決権の行使】

パーソナルコンピュータまたは携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。なお、次頁【議決権の行使についてのご案内】の(3)に「インターネットによる議決権行使について」を記載いたしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|--|
| 1. 日 | 時 | 平成18年6月29日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区南大井6丁目26番1号
大森ベルポートA館
当社 ISUZU ホール |
| 3. 会議の目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第104期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第104期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 第104期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役6名選任の件 |

お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【議決権の行使についてのご案内】

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権の行使を委任していただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、営業報告書、連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書および利益処分案の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、営業報告書、連結貸借対照表、連結損益計算書、貸借対照表、損益計算書および利益処分案に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を、書面により通知し、または当社ホームページ

(<http://www.isuzu.co.jp/investor/soukai/index.html>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) インターネットによる議決権行使について

① 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パーソナルコンピュータまたは携帯電話（iモード、EZweb、Vodafone live!）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスし、ご利用いただくことによるのみ実施可能です。

（「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Vodafone live!」はVodafone Group Plcの商標または登録商標です。）

② インターネットによる議決権行使方法について

ア. パーソナルコンピュータをご利用の場合、上記の議決権行使サイトにアクセスすると表示されます「会社一覧」画面で会社名「いすゞ自動車株式会社」を選択し、次に表示されます「インターネット議決権行使ホームページ」画面で「議決権行使」をクリックしていただきますと、「本人認証」画面が表示されます。

携帯電話をご利用の場合、上記の議決権行使サイトにアクセスすると表示されます「議決権行使サイト」画面で「ログイン」をクリックしていただきますと「本人認証」画面が表示されます。

いずれも「本人認証」画面で、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更や、専用の電子証明書を取得（または携帯電話情報の送信）等をお願いすることになりますのでご了承ください。

ウ. その他インターネットによる議決権行使に関し、パーソナルコンピュータなどの操作方法がご不明の場合には、下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

- ③ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
- ア. 書面とインターネットの双方により、議決権を重複して行使された場合は、インターネットにより議決権行使したものを有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- イ. インターネットによる議決権行使の場合、議決権行使サイトでは複数回の議決権行使（やり直し）が可能ですが、この場合は（パーソナルコンピュータまたは携帯電話のどちらが使用されたかを問わず）最後に行行使された内容を有効な議決権行使としてお取り扱いさせていただきます。
- ④ 賛否が不明な議決権行使の取扱い
- 各議案につき、賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱いいたします。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金、電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ⑥ インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について
- ア. 株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。
- イ. 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Vodafone live!のいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のためのSSL通信（暗号化通信）および携帯電話情報の送信が可能な機種のみに対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

以 上

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果 (資金調達の状況及び設備投資の状況を含む。)

[営業の経過]

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油・素材価格の上昇がみられましたものの、個人消費の伸びと設備投資の増加に支えられ緩やかに回復し、デフレからの脱却も視野に入っておりまいりました。海外につきましては、米国・アジア経済とも概ね堅調に推移いたしました。

国内トラック市場は、NO_x・PM(窒素酸化物・粒子状物質)法規制に対応した買替え需要が継続し、堅調に推移いたしました。また海外におきましても、原油高などの影響が危惧されましたが、アセアン、中国、北米など当社の主要な市場では、販売は引続き高い成長をみせました。

このような状況のなかで当社グループは、平成16年に策定した「中期経営計画」(平成20年3月期まで)の初年度にあたり、新たな企業ビジョンを「商用車、ディーゼルエンジンにおける、グローバル・リーディング・カンパニー」として、将来にわたる持続的な成長のための企業基盤確立を図るため、新商品開発、事業体制の強化などに取り組んでまいりました。

新商品開発につきましては、環境性能と経済性能の双方を高次元でバランスさせたトラックの開発を推進し、各国の最新の排出ガス規制に適合したディーゼルエンジンをいち早く市場に投入し、地球温暖化ならびに都市部の大気汚染の改善に積極的に取り組んでまいりました。

当連結会計年度に投入した国内向け商品としましては、大型トラック「ギガ」、中型トラック「フォワード」、小型トラック「エルフCNG-MPI」、「エルフディーゼルハイブリッド車」、大型観光バス「ガーラ」、「ガーラ ハイデッカーナイン」がございます。このほか、車両運行情報提供サービス「みまもりくんオンラインサービス」のメニューの充実を図るとともに、新開発の「みまもりコンバーター」の接続により、国内全メーカーの商用車で同サービスの導入を可能といたしました。なお、同サービスは、昨年11月に第2回エコプロダクツ大賞 エコサービス部門 国土交通大臣賞を受賞いたしました。

事業展開としましては、まず中国における中小型商用車の生産・販売事業のパートナーである慶鈴汽車股份有限公司への出資比率を、株式公開買付制度を利用して6.9%から20.0%に引き上げました。さらに同社と、エンジン製造・販売の合弁事業の設立に向けた検討に着手いたしました。

またタイにおける好調な販売に対応し、現地の製造拠点である泰国いすゞ自動車株式会社のピックアップトラックの生産能力を増強し、2007年には年間約20万台を供給できる体制の構築を目指して、40億円規模の設備投資に着手いたしました。このほか、メキシコでは販売会社を設立、オーストラリアでは現地ディストリビューターを完全子会社化するなど、海外販売体制の積極的な拡大を図ってまいりました。

一方、国内におきましては、販売体制の効率化を図るため、小型トラック専売の販売会社と同一エリアの大型トラック専売会社との事業統合を進めました。また、当社グループのコア技術である鋳造技術の集約を図るため、当社の完全子会社であった株式会社いすゞキャストックと、当社の関連会社であり当社を主要な納入先とする自動車鋳物株式会社の2社の間で、自動車鋳物株式会社を完全親会社、株式会社いすゞキャストックを完全子会社とする株式交換の方法による再編を行いました。

当連結会計年度の当社グループの設備投資としましては、当社が中心となって総額386億円の投資を行いました。設備投資を継続中の主なものとしては、新商品開発や排出ガスなどの規制に対応した生産設備があります。このほか、国内販売会社の販売施設、タイの車両組立設備などがあります。

また当連結会計年度の資金調達につきましても、当社が中心となって行いました。主なものとしましては、グループ資金効率の改善を目的とした、無担保普通社債の発行（総額400億円）があります。

【営業の成果】

当連結会計年度の国内車両販売台数につきましても、好調な景気と販売努力の結果、前連結会計年度に比べ8,434台（9.4%）増加の98,174台となりました。海外車両販売台数につきましても、主にタイ生産ピックアップトラックの販売増、海外販売体制の整備強化による小型トラック販売増などにより、前連結会計年度に比べ98,688台（39.6%）増加の348,110台となりました。この結果、国内と海外を合わせた総販売台数は、前連結会計年度に比べ107,122台（31.6%）増加の446,284台となりました。

その他の商品の売上高につきましても、海外生産用部品は、中国向けの輸出が減少し、前連結会計年度に比べ25億円（3.7%）減少の657億円となりました。また、エンジン・コンポーネントでは、前連結会計年度の前半

までコンポーネントに含めていたタイ国内におけるピックアップトラックにかかわる売上を、タイ生産事業体の連結化にともない、当連結会計年度では車両の売上を含めましたため、前連結会計年度に比べ1,424億円(40.7%)減少の2,077億円となりました。

これらの結果、売上高につきましては、1兆5,818億円と前連結会計年度に比べ882億円(5.9%)増加いたしました。内訳は、国内が6,849億円(前年度比9.5%増)、海外が8,968億円(前年度比3.3%増)であります。

商品別の販売台数・売上高の内訳は、次の表のとおりであります。

区 分		販 売 台 数	売 上 高
		台	億円
車 両	大 (大 型 ・ 中 型 車)	53,465	3,262
	小 型 車 他	392,819	6,660
	計	446,284	9,922
海 外 生 産 用 部 品		—	657
エ ン ジ ン ・ コ ン ポ ー ネ ント		—	2,077
そ の 他		—	3,160
合 計		—	15,818

損益につきましては、世界的な鋼材価格、原油価格の上昇という外的要因に加え、将来の成長に向けた積極的な試験研究開発投資の実行にともなう費用負担の増加があったものの、グループ全体での合理化努力により費用削減を着実に進め、また特にアセアン地域を中心とした在外連結子会社の業績が好調であったことから、営業利益は前連結会計年度に比べ34億円(4.0%)増加の906億円、経常利益は22億円(2.5%)増加の938億円となりました。一方、特別保証費、旧川崎工場の解体にともなう損失に加えて、在外子会社での税金費用の増加もあり、当期純利益は前連結会計年度に比べ10億円(1.8%)減少の589億円となり、営業利益、経常利益につきましては、前連結会計年度に引続き過去最高益を達成いたしました。

(注) 文中においては、億円未満を切り捨てて記載してあります。

また%の表示は小数点第2位を四捨五入して記載してあります。

(2) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は、原油価格の再高騰リスクはありますものの、雇用・所得環境の改善に支えられ、底堅く推移するものと思われまます。海外につきましては、アジア経済は概ね堅調を持続するものと思われまますが、原油高や米国における個人消費の減速懸念など、全体としては予断を許さない状況にあります。

国内トラック市場では、NO_x・PM法の規制による影響が収束し、後半期には需要の減少が見込まれ、また、素材価格の高止まりや安全・環境対応費用の増加に加え、国内外での一層の競争激化など、経営を取り巻く環境は依然として厳しいものと認識しております。

このような状況のなかで当社グループは、「中期経営計画」の達成を最重要課題として取り組み、グローバル戦略商品の開発による商品ラインアップの充実と製品・市場別事業体制の強化を柱に、確固たる企業基盤の確立を目指してまいります。同時に品質の管理・向上にも一層の力をいれて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

当第104期および過去3期の営業成績および財産の状況の推移は、次の表のとおりであります。

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 101 期 (平成15年) (3 月 期)	第 102 期 (平成16年) (3 月 期)	第 103 期 (平成17年) (3 月 期)	第 104 期 (平成18年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	1,349,449	1,430,339	1,493,567	1,581,857
経 常 利 益 (百万円)	△4,200	81,678	91,555	93,843
当期純利益 (百万円)	△144,301	54,713	60,037	58,956
1株当たり当期純利益	△131円34銭	72円37銭	56円64銭	48円75銭
純 資 産 (百万円)	26,434	109,753	158,463	244,350
1株当たり純資産	△98円64銭	11円12銭	81円53銭	152円05銭
総 資 産 (百万円)	1,028,844	1,077,816	1,142,580	1,168,697

(注) 1. △は、損失を示します。

2. 売上高・経常利益・当期純利益・純資産・総資産の金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。
3. 1株当たり当期純利益の金額については、当期純利益から「普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、第101期および第102期では期中の平均発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除し、第103期からは配当可能となったため、期中の平均発行済普通株式数（「自己株式」を除く）と「転換型の参加型株式」の転換仮定方式による普通株式増加数との合計で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。
1株当たり純資産の金額については、期末純資産額から「発行済優先株式数×発行価額」および「その他の普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 101 期 (平成15年) (3 月 期)	第 102 期 (平成16年) (3 月 期)	第 103 期 (平成17年) (3 月 期)	第 104 期 (平成18年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	760,608	890,336	880,072	917,895
経 常 利 益 (百万円)	4,880	57,561	53,907	64,149
当期純利益 (百万円)	△189,447	38,857	27,019	46,476
1 株当たり当期純利益	△172円08銭	51円28銭	25円18銭	38円31銭
純 資 産 (百万円)	82,743	151,722	169,353	231,289
1 株 当 たり 純 資 産	△23円07銭	58円94銭	91円67銭	140円56銭
総 資 産 (百万円)	717,601	808,674	812,521	867,698

(注) 1. △は、損失を示します。

2. 売上高・経常利益・当期純利益・純資産・総資産の金額は、百万円未満を切り捨てて表示してあります。
3. 1株当たり当期純利益の金額については、当期純利益から「普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、第101期および第102期では期中の平均発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除し、第103期からは配当可能となったため、期中の平均発行済普通株式数（「自己株式」を除く）と「転換型の参加型株式」の転換仮定方式による普通株式増加数との合計で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。
1株当たり純資産の金額については、期末純資産額から「発行済優先株式数×発行価額」および「その他の普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除し、銭未満を四捨五入して表示してあります。

2. 企業集団及び当社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、主として自動車および部品ならびに産業用エンジンの製造、販売を事業内容とし、これらに関連する物流等の各種サービスを展開しております。

区		分	主 要 商 品
車	大 型 車 (大型・) 中型車)	ト ラ ッ ク	大 型 [ギガ シリーズ] 中 型 [フォワード シリーズ]
		バ ス	観光バス [ガーラ シリーズ] 路線バス [エルガ シリーズ]
両	小 型 車	ト ラ ッ ク	[エルフ シリーズ]、 [コモ]、 (ディーマックス)
		バ ス	[ジャーニー]
海 外 生 産 用 部 品			海外生産向け各種ユニット・部品
エ ン ジ ン ・ コ ン ポ ー ネ ン ト			産業用エンジン、コンポーネント（エンジン・ トランスアクスル・トランスミッション等単 体で販売されるもの）
補 給 部 品 等			各種アフターサービス用部品等

(注) 主要商品の車両は、[]内は国内名称、()内はタイ国での名称であります。

(2) 株式の状況

①会社が発行する株式の総数、発行済株式総数および株主数

区分	会社が発行する株式の総数 株	発行済株式総数 株	株主数 名
普通株式	3,369,000,000	1,141,289,786	84,458
I種優先株式	37,500,000	37,500,000	6
III種優先株式	25,000,000	25,000,000	1
IV種優先株式	25,000,000	25,000,000	1

(当期中における新株予約権の行使により増加した発行済普通株式総数 67,669,954株)

②資本の額 40,644,857,999円

(当期中における新株予約権の行使により増加した資本の額 8,027,067,670円)

③自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

普通株式 196,841株

取得価額の総額 71,770,847円

決算期における保有株式

普通株式 982,914株

④大株主

(普通株式)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	105,310	9.28	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	94,324	8.31	—	—
ゼネラル モーターズ リ ミ テ ッ ト	90,090	7.94	—	—
資産管理サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 B 口)	49,654	4.37	—	—
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	31,841	2.81	—	—
いすゞ自動車協力企業持株会	10,866	0.91	—	—
ユービーエスエイジー ロンドンアジアエクイティーズ	10,609	0.93	—	—
東京海上日動火災保険株式会社	10,296	0.91	—	—
モルガンスタンレーアンド カ ン パ ニ ー イ ン ク	10,065	0.89	—	—
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	9,951	0.88	—	—

(I種優先株式)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
資産管理サービス信託銀行株式会社(金銭信託課税口)	12,158	—	—	—
三菱商事株式会社	11,749	—	—	—
伊藤忠商事株式会社	8,224	—	—	—
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,251	—	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(管理信託口・79213)	1,932	—	—	—
株式会社横浜銀行	1,183	—	486	0.03

(III種優先株式)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	25,000	—	—	—

(IV種優先株式)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%	千株	%
株式会社みずほコーポレート銀行	25,000	—	—	—

(注) 1. 千株未満は、切り捨てて表示してあります。

2. 当社は、平成18年3月31日現在、株式会社みずほコーポレート銀行の持株会社である株式会社みずほホールディングスの持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの株式1,740株(出資比率0.01%)、東京海上日動火災保険株式会社の持株会社である株式会社ミレアホールディングスの株式24株(出資比率0.00%)、三菱UFJ信託銀行株式会社の持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式1,212株(出資比率0.01%)を、それぞれ所有しております。

(3) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当該借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社みずほコーポレート銀行	66,622 ^{百万円}	81,841 ^{千株}	2.79%
日本政策投資銀行	28,177	—	—

- (注) 1. 百万円・千株未満は、切り捨てて表示してあります。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行が所有する当社の株式数には、Ⅲ種優先株式およびⅣ種優先株式がそれぞれ25,000千株含まれております。
3. 当該借入先が有する当社の株式の出資比率は、優先株式を除いて表示しております。

(4) 企業結合の状況

①重要な子法人等

子法人等98社のうち重要なものは、次の12社であります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
いすゞ自動車近畿株式会社	6,000 百万円	100.00 %	自動車販売
いすゞ自動車東海株式会社	4,340 百万円	100.00	自動車販売
神奈川いすゞ自動車株式会社	4,000 百万円	100.00	自動車販売
東京いすゞ自動車株式会社	2,270 百万円	100.00	自動車販売
自動車鑄物株式会社	1,480 百万円	54.91	自動車用等鑄造品および機械加工組立品の製造・販売
いすゞライネックス株式会社	800 百万円	100.00	倉庫・運送取扱
いすゞ モーターズ アメリカ インク	406,738 千米ドル	100.00	自動車販売
いすゞ モーターズ アジア リミテッド	187,272 千米ドル	100.00	自動車生産用部品の輸入・販売
いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク	25 千米ドル	80.00	自動車輸入・販売
泰国いすゞ自動車株式会社	8,500 百万パーツ	71.15 (64.43)	自動車製造・販売
泰国いすゞエンジン製造株式会社	1,025 百万パーツ	80.00 (78.60)	エンジン製造・販売
いすゞ オーストラリア リミテッド	47,000 千豪ドル	100.00	自動車輸入・販売

(注) 1. 出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

2. 千米ドル未満は、切り捨てて表示してあります。

②重要な関連会社

関連会社52社のうち重要なものは、次の7社であります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ジェイ・バス株式会社	1,900 百万円	50.00 %	バス製造・販売
自動車部品工業株式会社	1,114 百万円	28.49 (0.85)	自動車部品製造・販売
テーデーエフ株式会社	1,199 百万円	24.97 (1.44)	自動車用等鍛造品の製造・販売
日本フルハーフ株式会社	1,002 百万円	34.00	被牽引車・各種自動車用車体の製造・販売
いすゞ モーターズ ポルスカ エスピー ズィーオーオー	194,492 千ズロチ	—	エンジン製造・販売
ディーマックス リミテッド	100,000 千米ドル	40.00 (40.00)	エンジン製造・販売
慶鈴汽車股份有限公司	2,482 百万人民币元	20.00	自動車製造・販売

(注) 1. 出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

2. 当社は、いすゞ モーターズ ポルスカ エスピー ズィーオーオーの持株会社であるイスポル アイएमジー ホールディングス ビー プイに40%出資しております。

3. 百万円・千ズロチ・百万人民币元未満は、切り捨てて表示してあります。

(主要な企業結合の経過)

重要な関連会社でありました自動車鋳物株式会社は、当社の完全子会社でありました株式会社いすゞキャステックと、平成18年3月31日をもって自動車鋳物株式会社を完全親会社、株式会社いすゞキャステックを完全子会社とする株式交換をいたしました。この結果、当社の出資比率が上昇し、自動車鋳物株式会社は重要な子法人等となりました。

また、重要な関連会社となりました慶鈴汽車股份有限公司につきましては、香港証券取引所に上場している株式に対して現地証券取引所で規定された公開買付制度を利用し、当社出資比率を20%に引き上げました。

なお、重要な子法人等でありましたいすゞゼネラルモーターズオーストラ

リアリミテッドは、株式購入により当社出資比率を100%とし、いすゞオーストラリアリミテッドに商号変更いたしました。

当社の連結対象の子法人等は61社、持分法適用の子法人等は23社、持分法適用の関連会社は48社であります。

(5) 企業集団の主要な事業所

事業所名	所在地
本社	東京都品川区
栃木工場	栃木県下都賀郡大平町
藤沢工場	神奈川県藤沢市
いすゞ自動車近畿株式会社	大阪府守口市
いすゞ自動車東海株式会社	愛知県名古屋
神奈川いすゞ自動車株式会社	神奈川県横浜市
東京いすゞ自動車株式会社	東京都杉並区
自動車鑄物株式会社	茨城県土浦市
いすゞライネックス株式会社	東京都品川区
いすゞ モーターズ アメリカ インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州セリトス市
いすゞ モーターズ アジア リミテッド	シンガポール共和国テマセク通
いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州セリトス市
泰国いすゞ自動車株式会社	タイ国サムットプラカーン県パパデン市
泰国いすゞエンジン製造株式会社	タイ国バンコク市
いすゞ オーストラリア リミテッド	オーストラリア ビクトリア州メルボルン市

(6) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
22,536名 (5,164名)	2,936名

- (注) 1. ()内には臨時雇用者数の当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。従業員数は就業人員で、当社グループからグループ外部への出向者は除き、グループ外からの出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。また、臨時雇用者数は季節工、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除いております。
2. 従業員数が前期末に比較して増加しておりますのは、主に連結範囲の変更によるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7,371名 (2,008名)	73名	39.5歳	17.7年

- (注) ()内には臨時雇用者数の当期の平均人員を外数で記載しております。従業員数は就業人員で、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含んでおります。また、臨時雇用者数は季節工、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含み、常用パートは除いております。

(7) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	井 田 義 則	
代 表 取 締 役 取 締 役 副 社 長	ベ イ ジ ル エ ス ド ロ ッ ソ ス	社長補佐
取 締 役 副 社 長	鈴 木 浩	営業本部長、商品企画部門分掌
取 締 役 副 社 長	当 麻 茂 樹	技術本部長、品質保証部門分掌
取 締 役	細 井 行	管理本部長、管理本部企画・財務部門、 営業本部事業部門統括
取 締 役	名 達 博 吉	営業本部長代行 営業本部第四営業部門統括
取 締 役	木 内 資 雄	管理本部管理部門統括
取 締 役	新 谷 剛 郎	営業本部第二営業部門統括
取 締 役	河 崎 英 三	営業本部第三営業部門統括
取 締 役	只 木 可 弘	技術本部購買部門統括
取 締 役	堤 直 敏	技術本部生産部門統括
常 勤 監 査 役	上 家 道 夫	
常 勤 監 査 役	山 口 耕 二	
常 勤 監 査 役	若 林 茂 章	
監 査 役	長 島 安 治	弁護士
監 査 役	土 田 進	

(注) 1. 監査役のうち若林茂章、長島安治および土田 進の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中に退任した取締役および監査役は、以下のとおりであります。

平成17年6月29日退任	(取締役副社長)	境 野 皓 造
平成17年6月29日退任	(取締役)	望 月 義 人
平成17年6月29日退任	(取締役)	筒 井 宏 昌
平成17年6月29日退任	(常勤監査役)	稲 田 照

3. 平成18年4月1日付にて、取締役の担当又は主な職業が、以下のとおり変更されました。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
取 締 役 副 社 長	細 井 行	管理本部長 営業本部海外事業部門統括
取 締 役	名 達 博 吉	営業本部長代行
取 締 役	河 崎 英 三	営業本部国内事業部門、P T事業部門統括、 海外C V拡販プロジェクト統括
取 締 役	新 谷 剛 郎	国内事業部門国内事業管理部、 国内事業推進部執行担当
取 締 役	新 谷 剛 郎	営業本部海外営業部門統括

(8) 取締役及び監査役に支払った報酬等の額

区 分	定 額 報 酬		賞 与 金	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
取 締 役	14 名	382 百万円	— 名	— 百万円
監 査 役	6	75	—	—
計	20	458	—	—

- (注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。
 2. 支給人員には当期中に退任した取締役3名、監査役1名が含まれております。
 3. 上記支給額のほかに、次の支給額があります。

- (1) 平成14年6月27日開催の定時株主総会決議に基づく退職慰労金支給額
 退任取締役 20名 614百万円
 退任監査役 1名 13百万円
- (2) 平成17年6月29日開催の定時株主総会決議に基づく退職慰労金支給額
 退任取締役 6名 309百万円
 退任監査役 2名 30百万円

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	百万円 180
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	百万円 178
3. 上記2.のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	百万円 97

(注) 1. 百万円未満は、切り捨てて表示してあります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、3.の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

当社とゼネラル モーターズ コーポレーションとの資本提携の解消について

当社とゼネラル モーターズ コーポレーション (GM社) は、平成18年4月、資本提携の解消について合意いたしました。これに伴い、GM社の100%子会社であるゼネラル モーターズ リミテッドは、その所有する当社普通株式90,090,000株のうち、40,000,000株を三菱商事株式会社に、同40,000,000株を伊藤忠商事株式会社に、同10,090,000株を株式会社みずほコーポレート銀行にそれぞれ売却いたしました。その結果、三菱商事株式会社が当社普通株式42,420,000株 (出資比率3.72%) を、伊藤忠商事株式会社が同48,251,000株 (同4.23%) を、株式会社みずほコーポレート銀行が同41,931,411株 (同3.67%) をそれぞれ所有しています。なお、当社とGM社は、従来通り業務提携関係を維持・継続することで合意しております。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

資 産 の 部	負 債 の 部
百万円	百万円
流 動 資 産……………554,141	流 動 負 債……………497,260
現金及び預金……………108,642	支払手形及び買掛金……………297,370
受取手形及び売掛金……………252,441	短期借入金……………91,971
たな卸資産……………137,754	未払法人税等……………10,933
繰延税金資産……………27,632	未払費用……………48,946
その他……………31,063	賞与引当金……………12,225
貸倒引当金……………△3,393	製品保証引当金……………4,345
固 定 資 産……………614,556	預り金……………3,768
有形固定資産……………474,264	その他……………27,698
建物及び構築物……………100,741	固 定 負 債……………400,269
機械装置及び運搬具……………72,749	社 債……………52,870
土地……………267,687	長期借入金……………204,818
建設仮勘定……………18,365	繰延税金負債……………9,455
その他……………14,719	再評価に係る繰延税金負債……………55,827
無形固定資産……………9,177	退職給付引当金……………62,257
投資その他の資産……………131,114	長期預り金……………2,046
投資有価証券……………95,229	連結調整勘定……………848
長期貸付金……………15,404	その他……………12,144
繰延税金資産……………6,369	負 債 合 計……………897,529
その他……………29,218	少 数 株 主 持 分
貸倒引当金……………△15,107	百万円
資 産 合 計……………1,168,697	少 数 株 主 持 分……………26,816
	資 本 の 部
	百万円
	資 本 金……………40,644
	資 本 剰 余 金……………50,427
	利 益 剰 余 金……………68,689
	土地再評価差額金……………74,138
	株式等評価差額金……………15,014
	為替換算調整勘定……………△4,334
	自 己 株 式……………△229
	資 本 合 計……………244,350
	負 債、少 数 株 主 持 分 及 び 資 本 合 計……………1,168,697

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

連結損益計算書 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

		百万円
経常	営業損益の部	売上高…………… 1,581,857
		売上原価…………… 1,347,861
損益		販売費及び一般管理費…………… 143,334
		営業利益……………90,661
の部	営業外損益の部	営業外収益……………18,361
		受取利息・配当金…………… 3,129
の部		連結調整勘定当期償却額…………… 384
		持分法による投資利益……………10,673
の部		その他の営業外収益…………… 4,174
		営業外費用……………15,180
の部		支払利息……………10,551
		その他の営業外費用…………… 4,628
		経常利益……………93,843
特別	特別利益	特別利益……………13,443
		固定資産売却益…………… 4,383
損益		投資有価証券売却益…………… 212
		北米合弁事業精算金…………… 4,897
の部		厚生年金基金解散益…………… 1,391
		その他の特別利益…………… 2,558
の部	特別損失	特別損失……………27,661
		固定資産処分損…………… 8,311
の部		非連結子法人等投資・債権評価損…………… 1,079
		投資有価証券売却損…………… 8
の部		国内関係会社整理損失…………… 933
		旧川崎工場解体等整理損失…………… 5,257
の部		特別保証費…………… 3,247
		固定資産減損損失…………… 2,600
の部		その他の特別損失…………… 6,224
		税金等調整前当期純利益……………79,625
の部		法人税、住民税及び事業税……………12,891
		法人税等調整額…………… 2,555
の部		少数株主利益(減算)…………… 5,222
		当期純利益……………58,956

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。

注記事項

(連結の範囲等に関する事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

- | | |
|----------------|---|
| ① 連結子法人等の数 | 61社 |
| ② 主要な連結子法人等の名称 | いすゞ自動車近畿株式会社
東京いすゞ自動車株式会社
いすゞモーターズアメリカインク |

(2) 非連結子法人等の状況

- | | |
|-----------------|--|
| ① 主要な非連結子法人等の名称 | 函館いすゞモーター株式会社 |
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子法人等は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。 |

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等の状況

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ① 持分法適用の非連結子法人等又は関連会社数 | 71社 |
| ② 主要な会社の名称 | |
| 非連結子法人等 | 大森熱供給株式会社 |
| 関連会社 | 自動車部品工業株式会社
テーデーエフ株式会社 |

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等及び関連会社の状況

- | | |
|---------------|---|
| ① 主要な会社の名称 | |
| 非連結子法人等 | 函館いすゞモーター株式会社 |
| 関連会社 | アナドールいすゞオートモーティブサナイ |
| ② 持分法を適用しない理由 | 非連結子法人等及び関連会社については、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が乏しいので持分法適用の範囲から除外している。 |

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

(1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度における連結範囲の変更は、主として以下のとおりである。

- ① 前連結会計年度まで持分法適用会社であった自動車鋳物（株）は、連結子法人等である（株）いすゞキャステックとの株式交換により当社の所有比率が増加したため連結範囲に含めている。
- ② 自動車鋳物（株）の連結子法人等である（株）ジックマテリアルは、当連結会計年度から自動車鋳物（株）が連結子法人等となったため連結の範囲に含めている。

- ③ 前連結会計年度まで非連結子法人等であった五十鈴汽車工程柴油机貿易（上海）有限公司は、重要性が増したため連結の範囲に含めている。
- ④ （株）いすゞ総合サービスセンター及びいすゞトランスポートインクは、清算が結了したため連結の範囲から除外した。
- ⑤ （株）いすゞスクエアジャパンは、清算会社であり重要性が低下したため連結の範囲から除外した。

(2) 持分法の適用範囲の変更

当連結会計年度における持分法の適用範囲の変更は、主として以下のとおりである。

- ① 自動車鋳物（株）の子会社である東北三和金属（株）及び（株）三栄製作所は、当連結会計年度から自動車鋳物（株）が連結子法人等となったため持分法適用の非連結子法人等となった。
- ② トランスネット（株）は、いすゞライネックス（株）と合併したことにより持分法の適用範囲から除外した。
- ③ （株）清水製作所は、（株）湘南ユニテックと合併したことにより持分法の適用範囲から除外した。
- ④ （株）ベルワークは、（株）シスコムと合併したことにより持分法の適用範囲から除外した。
- ⑤ 国際汽車股份有限公司は、清算が結了したため持分法の適用範囲から除外した。
- ⑥ 慶鈴汽車股份有限公司は、公開買付により所有率が増加したため持分法適用の関連会社となった。
- ⑦ いすゞモータースデメキシコは、設立出資により持分法適用の関連会社となった。
- ⑧ 自動車鋳物（株）の持分法適用会社である（株）富士商会及び東邦酸素工業（株）は、当連結会計年度から自動車鋳物（株）が連結子法人等となったため持分法適用の関連会社となった。
- ⑨ 前連結会計年度まで持分法適用会社であった自動車鋳物（株）は、（株）いすゞキャストックとの株式交換により持分法適用から連結子法人等となった。
- ⑩ 藤井自動車（株）は、全所有株式売却により持分法の適用範囲から除外した。

4. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、在外子法人等20社の決算日は、平成17年12月31日である。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。また、国内子法人等41社の決算日は連結決算日と一致している。

(会計方針等)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 連結計算書類作成会社

総平均法による原価法

(2) 連結子法人等

主として個別法による原価法

3. デリバティブ取引

時価法

4. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

主として定額法。一部定率法によっている。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、無形固定資産に含まれる「ソフトウェア」の減価償却の方法は、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっている。

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し、回収不能見込額を計上している。また、在外連結子法人等は個別判定で計上している。なお、連結会社相互の債権・債務を相殺消去したことに伴う貸倒引当金の調整計算を実施している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるための引当で、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当で保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき計上している。

過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。

（追加情報）

なお、一部の連結子法人等において、厚生年金基金の代行部分について、平成17年8月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けた。厚生年金基金の代行部分返上に関し、当連結会計年度末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は3,791百万円であり、当該返還相当額（最低責任準備金）の支払が当連結会計年度末日に行われたと仮定して「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第44－2項を適用した場合に生じる損益の見込額は3,033百万円である。

6. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子法人等の資産及び負債、収益及び費用は、在外子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

為替予約及び通貨オプション	振当処理（要件を充たしていないものを除く）
金利スワップ、金利オプション	繰延処理または金融商品に係る会計基準に定める特例処理

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ・金利オプション・為替予約取引・通貨オプション
ヘッジ対象 外貨建債権債務・借入金
- (3) ヘッジ方針
当社は、将来の市場価格の変動に対するリスクヘッジとしてデリバティブ取引を導入しており、外貨建債権債務、借入金等の範囲で利用している。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行う。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略している。
- (5) その他
当社内にはデリバティブ取引に関する内規があり、内規には取引の目的、内容、保有限度、報告体制等を定めており、これに基づいて取引及びリスク管理を行っている。
9. 新株予約権付社債の処理方法
代用払込みの請求があったとみなす新株予約権付社債のうち、転換社債と経済的実質が同一と考えられるものについては、一括法によっている。
10. 消費税等の会計処理方法
税抜方式
11. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。
12. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結調整勘定の償却については、その効果の発現する期間を見積もり、原則としてその計上後20年以内の期間にわたって、均等償却している。
13. 利益処分項目等の取り扱いに関する事項
連結会社の利益処分は、連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成している。
14. 会計方針の変更
固定資産の減損に係る会計基準
当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。これにより、税金等調整前当期純利益は2,600百万円減少している。なお、減損損失累計額については、資産の金額から直接控除している。

(連結貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	637,286百万円
2. 担保に供している資産	
現金及び預金	111百万円
受取手形及び売掛金	2,471百万円
投資有価証券	3,137百万円
土地	181,218百万円
建物及び構築物	51,309百万円
機械及び装置	44,581百万円
その他	37百万円
この他、連結計算書類作成会社が保有する連結子法人等の株式（個別貸借対照表上の帳簿価額662百万円）について、担保に供している。	
担保付債務	
短期借入金	13,820百万円
長期借入金（含む一年以内返済分）	213,100百万円
3. 保証債務残高	2,555百万円
保証類似行為残高	92百万円
受取手形割引高	725百万円
輸出手形割引高	99百万円

(連結損益計算書の注記)

1 株当たり当期純利益	48円75銭
-------------	--------

(追加情報の注記)

1. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末の時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、56,149百万円である。

2. 税効果会計

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成18年3月31日現在)

繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,191百万円
子会社株式等評価減否認 及び貸倒引当金損金算入限度超過額	47,158百万円
未払費用見積計上否認	14,535百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	4,841百万円
たな卸資産評価減否認	1,489百万円
繰越欠損金	26,460百万円
未実現利益の消去等	4,849百万円
その他	45,385百万円
繰延税金資産小計	165,911百万円
評価性引当額	△125,844百万円
繰延税金資産合計	40,066百万円

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△981百万円
減価償却調整額（在外子法人等）	△4,381百万円
その他	△702百万円
繰延税金負債合計	△6,064百万円

繰延税金資産の純額	34,002百万円
-----------	-----------

繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	1,700百万円
株式等評価差額金	6,987百万円
その他	767百万円
繰延税金負債合計	9,455百万円

(注) 当連結会計年度における繰延税金資産及び繰延税金負債は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

(平成18年3月31日現在)

流動資産－繰延税金資産	27,632百万円
固定資産－繰延税金資産	6,369百万円
固定負債－繰延税金負債	△9,455百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
ときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(平成18年3月31日現在)

法定実効税率	40.0%
(調整)	
評価性引当金の増減等	△22.1%
在外子法人等の税率差異	△3.8%
連結子法人等の当年度損失	7.3%
持分法による投資利益	△5.4%
法人税等追徴税額	2.0%
外国源泉税	0.6%
その他	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>19.4%</u>

3. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて固定資産減損損失を計上した。

場所	用途	種類	減損損失
栃木県下都賀郡大平町	遊休資産	機械、その他	409百万円
神奈川県藤沢市	遊休資産	機械、その他	420百万円
神奈川県海老名市他1件	遊休資産	土地、機械	184百万円
熊本県鹿本郡植木町他10件	遊休資産	土地、機械	1,585百万円
合計			2,600百万円

当社グループは、資産グループを事業用資産、遊休資産および賃貸用資産に区分し、遊休資産および賃貸用資産については、個々の物件ごとにグルーピングしている。事業用資産、賃貸用資産においては減損の兆候がなかったが、地価の下落等により減損の兆候があった遊休資産については帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

(減損損失の内訳)	項目	金額
	土地	1,703百万円
	建物	12百万円
	機械装置	818百万円
	その他	65百万円

なお、回収可能価額は正味売却価額より測定しており、土地、建物については、主として不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額により評価している。

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。)

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月11日

いすゞ自動車株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山本和夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西田英樹	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田一男	Ⓔ

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、いすゞ自動車株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第104期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い、いすゞ自動車株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載のとおり当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成17年4月1日以降開始連結会計年度から適用されることになったためであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第104期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画等に従い、連結計算書類に関して取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成18年5月15日

いすゞ自動車株式会社 監査役会

常勤監査役 上 家 道 夫 ⑩

常勤監査役 山 口 耕 二 ⑩

常勤監査役 若 林 茂 章 ⑩

監 査 役 長 島 安 治 ⑩

監 査 役 土 田 進 ⑩

(注) 常勤監査役若林茂章、監査役長島安治および監査役土田 進は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流動資産	308,651	流動負債	293,075
現金・預金	49,704	支払手形	27,128
受取手形	906	買掛金	141,008
売掛金	149,309	短期借入金	46,529
製品	42,711	未払金	8,173
原材料・貯蔵品	15,055	未払法人税等	1,247
仕掛品	5,388	未払費用	47,165
前渡金	2,236	前受金	360
前払費用	1,064	預り金	10,126
繰延税金資産	28,961	前受収益	70
短期貸付金	7,930	製品保証引当金	4,345
未収入金	6,290	賞与引当金	6,771
その他の流動資産	1,443	その他の流動負債	150
貸倒引当金	△2,351	固定負債	343,333
固定資産	559,047	社債	50,000
有形固定資産	313,414	長期借入金	193,374
建物	43,871	長期預り金	3,876
構築物	7,893	退職給付引当金	35,656
機械・装置	42,469	繰延税金負債	6,105
車両・運搬具	441	再評価に係る繰延税金負債	54,320
工具・器具・備品	9,931	負債合計	636,409
土地	193,582	資本の部	百万円
建設仮勘定	15,223	資本金	40,644
無形固定資産	5,798	資本剰余金	49,855
施設利用権	59	資本準備金	49,855
ソフトウェア	5,738	利益剰余金	56,291
投資その他の資産	239,834	当期末処分利益	56,291
投資有価証券	33,834	土地再評価差額金	70,789
関連会社株式	22,451	株式等評価差額金	13,899
子会社株式等	101,669	自己株式	△190
長期貸付金	101,985	資本合計	231,289
長期前払費用	569	負債・資本合計	867,698
その他の投資	17,690		
貸倒引当金	△35,645		
投資評価引当金	△2,722		
資産合計	867,698		

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。)

損益計算書 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

		百万円
経常損益の部の部	営業損益の部	売上高…………… 917,895
		売上原価…………… 753,078
		販売費及び一般管理費…………… 111,309
		営業利益…………… 53,506
	営業外損益の部の部	営業外収益…………… 19,850
		受取利息・配当金…………… 18,369
		その他の営業外収益…………… 1,481
		営業外費用…………… 9,208
		支払利息…………… 6,144
		その他の営業外費用…………… 3,064
	経常利益…………… 64,149	
特別損益の部の部	特別利益…………… 6,184	
	固定資産売却益…………… 100	
	投資有価証券売却益…………… 285	
	北米合弁事業精算金…………… 4,897	
	その他の特別利益…………… 900	
	特別損失…………… 23,212	
	固定資産処分損…………… 4,974	
	関係会社等投資・債権評価損…………… 1,249	
	国内関係会社整理損失…………… 4,649	
	特別保証費…………… 3,247	
	固定資産減損損失…………… 1,014	
	旧川崎工場解体等整理損失…………… 5,257	
	その他の特別損失…………… 2,819	
		税引前当期純利益…………… 47,122
	法人税、住民税及び事業税…………… 1,508	
	法人税等調整額…………… △862	
	当期純利益…………… 46,476	
	前期繰越利益…………… 10,522	
	土地再評価差額金取崩額…………… △708	
	当期未処分利益…………… 56,291	

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。)

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価の方法

関連会社株式及び

子会社株式等……………移動平均法による原価法（一部について評価減を行っている。）

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価の方法……………時価法

3. たな卸資産の評価の方法……………総平均法による原価法（一部について評価減を行っている。）

4. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定額法（なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却している。）

無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。それ以外の無形固定資産については、定額法。

5. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

投資評価引当金……………当社が投資している関係会社等の株式の価値の減少による損失に備えるための引当で、投資先の資産内容等を考慮して計上している。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるための引当で、当期に負担すべき支給見込額を計上している。

製品保証引当金……………製品のアフターサービスに対する費用の支出に充てるための引当で、保証書の約定に従い、過去の実績を基礎にして計上している。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

6. 外貨建の資産及び負債の

邦貨への換算基準……………外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。

7. リース取引の処理方法……………リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
8. ヘッジ会計の方法
為替予約及び通貨オプション… 振当処理（要件を満たしていないものを除く。）
金利スワップ……………繰延処理または金融商品に係る会計基準に定める特例処理。
9. 繰延資産の処理方法……………支出時に全額費用として処理する方法を採用している。
10. 新株予約権付社債の処理方法
代用払込みの請求があったとみなす新株予約権付社債のうち、転換社債と経済的実質が同一と考えられるもの……一括法
11. 消費税等の会計処理方法……………税抜き方式

[会計方針の変更]

固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。これにより税引前当期純利益は1,014百万円減少している。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

[追加情報]

1. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行っている。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上している。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的な調整を行って算定している。ただし、一部土地については鑑定評価によっている。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

55,158百万円

2. 税効果会計

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

平成18年3月31日現在

繰延税金資産（流動資産）	
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,607百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	2,708百万円
未払費用見積計上否認	7,594百万円
たな卸資産評価減否認	790百万円
その他	40,119百万円
評価性引当金	△27,859百万円
繰延税金資産（流動資産）合計	<u>28,961百万円</u>

繰延税金資産（固定資産）	
退職給付引当金損金算入限度超過額	14,262百万円
投資評価減否認	40,506百万円
その他	569百万円
繰越欠損金	7,033百万円
評価性引当金	△62,371百万円
繰延税金資産（固定資産）合計	<u>－百万円</u>
繰延税金負債（固定負債）	
株式等評価差額金	6,105百万円
繰延税金負債（固定負債）合計	<u>6,105百万円</u>
繰延税金負債（固定負債）の純額	<u>6,105百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった 主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.0%
（調整）	
評価性引当金の増減等	△41.5%
法人税等追徴税額	3.2%
外国源泉税額	1.0%
その他	△1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>1.4%</u>

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|---|------------|
| 1. 子会社に対する短期金銭債権 | 95,583百万円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 34,226百万円 |
| 子会社に対する長期金銭債権 | 90,572百万円 |
| 子会社に対する長期金銭債務 | 3,147百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 449,164百万円 |
| 3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車製造用設備、金型の一部及びコンピューターがある。 | |
| 4. 担保に供している資産 | |
| 建物 | 30,206百万円 |
| 構築物 | 7,147百万円 |
| 機械・装置 | 38,181百万円 |
| 土地 | 174,546百万円 |
| 投資有価証券・子会社株式 | 3,639百万円 |
| 5. 保証債務残高 | 25,473百万円 |
| 輸出手形割引高 | 99百万円 |
| 6. 土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末の時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、55,158百万円である。 | |
| 7. 商法施行規則第124条第3号に規定する、資産に時価を付したことにより増加した純資産額は、13,899百万円である。 | |

【損益計算書に関する注記】

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 子会社との取引高 | |
| 売上高 | 372,254百万円 |
| 仕入高 | 57,555百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,849百万円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 38円31銭 |
- (期中の平均発行済普通株式数から自己株式数を控除して算出している。)

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示してある。)

利益処分案

当期未処分利益	56,291,136,143	円
---------	----------------	---

これを下記のとおり処分いたします。

株主配当金

I種優先株式(1株につき6円94銭4厘)	260,400,000
----------------------	-------------

III種優先株式(1株につき12円94銭4厘)	323,600,000
-------------------------	-------------

IV種優先株式(1株につき16円94銭4厘)	423,600,000
------------------------	-------------

普通株式(1株につき3円00銭)	3,420,920,616
------------------	---------------

次期繰越利益	51,862,615,527
--------	----------------

(注) 1. 中間配当は実施していない。

2. 普通株式配当金については自己株式982,914株を除いて計算している。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月11日

いすゞ自動車株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員	公認会計士	山本和夫	Ⓜ
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	西田英樹	Ⓜ
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	岸田一男	Ⓜ
業務執行社員			

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、いすゞ自動車株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第104期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認め実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
会計方針の変更に記載のとおり当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が平成17年4月1日以降開始営業年度から適用されることになったためであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第104期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対して営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月15日

いすゞ自動車株式会社 監査役会

常勤監査役	上	家	道	夫	Ⓢ
常勤監査役	山	口	耕	二	Ⓢ
常勤監査役	若	林	茂	章	Ⓢ
監査役	長	島	安	治	Ⓢ
監査役	土	田		進	Ⓢ

(注) 常勤監査役若林茂章、監査役長島安治および監査役土田 進は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第104期利益処分案承認の件

利益処分案は、「添付書類」（40頁）に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の普通株式の配当金につきましては、当期の業績、今後の事業展開および株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案し、1株につき3円とさせていただきます。

また、当期のⅠ種優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の6円94銭4厘、Ⅲ種優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の12円94銭4厘、Ⅳ種優先株式の配当金につきましては、1株につき所定の16円94銭4厘とさせていただきます。

なにとぞ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）の施行にともない、定款規定の字句の修正・表現の変更、条文の整理・削除等、全般にわたる所要の修正を行うものであります。
- (2) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）の定めに従い、定款に記載がないものであっても定款に定めがあるものとみなされる規定については、これを記載するものであります。これに該当する規定は、定款第4条「機関」、同第9条「株券の発行」および同第13条「株主名簿管理人」であります。
- (3) 会社法の定めに従い、定款に定めを置くことにより活用できる制度等を採用するために、所要の規定を追加し、または変更するものであります。これに該当する規定は、定款第19条「株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供」、同第31条「取締役会の決議の省略」、同第36条「社外取締役の責任限定契約」および同第46条「社外監査役の責任限定契約」であります。
- (4) 上記各変更にもなう定款の条文番号の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第5条 (会社が発行する株式の総数) 本公司が発行する株式の総数は、34億5,650万株とし、このうち33億6,900万株は普通株式、3,750万株はI種優先株式、2,500万株はIII種優先株式、2,500万株はIV種優先株式とする。<u>ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第6条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>第7条 (条文省略) (新設)</p>	<p><u>第4条 (機関)</u> 本公司は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行第4条のとおり)</p> <p><u>第6条 (発行可能株式総数)</u> 本公司の発行可能株式総数は、34億5,650万株とし、このうち33億6,900万株は普通株式、3,750万株はI種優先株式、2,500万株はIII種優先株式、2,500万株はIV種優先株式とする。</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) 本公司は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条 (現行第7条のとおり)</p> <p><u>第9条 (株券の発行)</u> 本公司は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第7条-2 (1単元の株式の数未満の株券)</p> <p>本公司は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (株式取扱規程)</p> <p><u>株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、質権に関する登録、信託財産の表示、または株券の再発行、その他株式に関する手続</u>については、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条 (名義書換代理人)</p> <p>本公司は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>本公司の<u>株主名簿および実質株主名簿</u> (以下株主名簿等という。)ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他前条の手続は、名義書換代理人</u>に取扱わせ、本公司においては、これを取扱わない。</p>	<p>第10条 (単元未満株式の株券)</p> <p>本公司は、<u>前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない株式</u> (以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>第11条 (現行第8条のとおり)</p> <p>第12条 (株式取扱規程)</p> <p><u>株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の記載または記録</u>、<u>単元未満株式の買取り、質権に関する登録、信託財産の表示、または株券の再発行、その他株式に関する手続</u>については、<u>法令または本定款のほか</u>、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (株主名簿管理人)</p> <p>本公司は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。<u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>本公司の<u>株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、前条の株式に関する手続は、株主名簿管理人</u>に取扱わせ、本公司においては、これを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（氏名・住所・印鑑の届出） 株主（実質株主を含む。以下同じ。） および登録質権者またはその法定代理人は、その氏名・住所および印鑑を本会社の定める名義書換代理人に届け出ることを要する。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>第12条（外国居住者の仮住所） 日本に住所または居所を有しない株主および登録質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所を定め、これを本会社の定める名義書換代理人に届け出ることを要する。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>第13条（基準日） 本会社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、取締役会の決議をもって、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第13条－2（I種優先株式） 本会社の発行するI種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p>	<p>第14条（氏名・住所・印鑑の届出） 株主（実質株主を含む。以下同じ。） および登録株式質権者またはその法定代理人は、その氏名または名称、住所および印鑑を本会社の定める株主名簿管理人に届け出ることを要する。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>第15条（外国居住者の仮住所） 日本に住所または居所を有しない株主および登録株式質権者またはその法定代理人は、日本国内に仮住所を定め、これを本会社の定める株主名簿管理人に届け出ることを要する。これを変更したときもまた同様である。</p> <p>第16条（基準日） 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか、取締役会の決議をもって、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第16条－2（I種優先株式） 本会社の発行するI種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. (I種優先配当金)</p> <p>本会社は、第42条に定める株主配当を行うときは、I種優先株式を有する株主（以下I種優先株主という。）またはI種優先株式の<u>登録質権者</u>（以下<u>I種優先登録質権者</u>という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の<u>登録質権者</u>（以下<u>普通登録質権者</u>という。）に先立ち、I種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>株主配当金</u>（以下I種優先配当金という。）を<u>支払う</u>。</p> <p>ある営業年度においてI種優先株主または<u>I種優先登録質権者</u>に対して<u>支払う株主配当金</u>の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>I種優先株主または<u>I種優先登録質権者</u>に対しては、I種優先配当金を超えて配当は行わない。</p> <p>2. (I種優先株主に対する中間配当)</p> <p>本会社は、I種優先株主または<u>I種優先登録質権者</u>に対し、中間配当を行わない。</p>	<p>1. (I種優先配当金)</p> <p>本会社は、第48条に定める期末配当を行うときは、I種優先株式を有する株主（以下I種優先株主という。）またはI種優先株式の<u>登録株式質権者</u>（以下<u>I種優先登録株式質権者</u>という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の<u>登録株式質権者</u>（以下<u>普通登録株式質権者</u>という。）に先立ち、I種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>金銭による剰余金の配当</u>（<u>かかる配当により支払われる金銭</u>を以下I種優先配当金という。）を行う。</p> <p>ある事業年度においてI種優先株主または<u>I種優先登録株式質権者</u>に対して<u>配当する金銭の剰余金</u>の額がI種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>I種優先株主または<u>I種優先登録株式質権者</u>に対しては、I種優先配当金を超えて<u>剰余金の配当</u>は行わない。</p> <p>2. (I種優先株主に対する中間配当)</p> <p>本会社は、I種優先株主または<u>I種優先登録株式質権者</u>に対し、中間配当を行わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. (I種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>本会社の残余財産の分配をするときは、<u>I種優先株主またはI種優先登録質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録質権者</u>に先立ち、I種優先株式1株につき800円を支払う。</p> <p><u>I種優先株主またはI種優先登録質権者</u>に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. (I種優先株式の消却)</p> <p>本会社は、いつでもI種優先株式を<u>買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却</u>することができる。</p> <p>5. (I種優先株主の議決権)</p> <p>I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>6. (I種優先株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>本会社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>本会社は、I種優先株主には<u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権</u>を与えない。</p>	<p>3. (I種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>本会社の残余財産の分配をするときは、<u>I種優先株主またはI種優先登録株式質権者</u>に対し、普通株主または<u>普通登録株式質権者</u>に先立ち、I種優先株式1株につき800円を支払う。</p> <p><u>I種優先株主またはI種優先登録株式質権者</u>に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. (I種優先株式の消却)</p> <p>本会社は、いつでも<u>法令の定めるところに従ってI種優先株主との合意によりI種優先株式を有償で取得</u>ことができ、<u>法令の定めるところに従ってこれを消却</u>することができる。</p> <p>5. (I種優先株主の議決権)</p> <p>I種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>6. (I種優先株式の併合または分割、新株予約権等)</p> <p>本会社は、法令に定める場合を除き、I種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>本会社は、I種優先株主には<u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>を与えない。</p> <p><u>本会社は、I種優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>7. (I種優先株式の転換予約権)</p> <p>I種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件でI種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>7. (I種優先株式の取得請求権)</p> <p>I種優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、本会社に対し、当該I種優先株主が有するI種優先株式と引換えに、当該決議で定める算定方法による数の普通株式を交付するよう請求することができる。</p> <p>前記の請求に基づき本会社が交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを処理する。ただし、同項後段は適用しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>8. (I種優先株式の強制転換条項) <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったI種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下強制転換基準日という。)</u>以降の取締役会で定める日をもって、I種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>この場合、当該平均値が、(1)I種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、I種優先株式1株の払込金相当額を(1)の場合は当該上限転換価額で、(2)の場合は当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p> <p>9. (I種優先配当金の除斥期間) 第44条の規定は、I種優先配当金の支払について、これを準用する。 第13条-3(III種優先株式) 本会社の発行するIII種優先株式の内容は、第13条-2の規定を準用する。</p>	<p>8. (I種優先株式の一斉取得) <u>転換を請求し得べき期間中にI種優先株式の取得請求のなかったI種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下一斉取得日という。)</u>以降の取締役会で定める日をもって、<u>その全部を取得する。</u>本会社は、<u>当該取得と引換えに、I種優先株式1株あたり、I種優先株式1株の払込金額相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)</u>で除して得られる数の普通株式を、<u>I種優先株主に交付する。</u>平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</p> <p>この場合、当該平均値が、(1)I種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める上限転換価額を上回るときまたは(2)当該取締役会の決議で定める下限転換価額を下回るときは、I種優先株式1株の払込金額相当額を(1)の場合は当該上限転換価額で、(2)の場合は当該下限転換価額で、除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条に従ってこれを処理する。</u></p> <p>9. (I種優先配当金の除斥期間) 第50条の規定は、I種優先配当金の支払について、これを準用する。 第16条-3(III種優先株式) 本会社の発行するIII種優先株式の内容は、第16条-2の規定を準用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条－4（IV種優先株式）</p> <p>本会社の発行するIV種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1.（IV種優先配当金）</p> <p>本会社は、第42条に定める株主配当を行うときは、IV種優先株式を有する株主（以下IV種優先株主という。）またはIV種優先株式の<u>登録質権者</u>（以下IV種優先登録質権者という。）に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、IV種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>株主配当金</u>（以下IV種優先配当金という。）を支払う。</p> <p>ある営業年度においてIV種優先株主またはIV種優先登録質権者に対して<u>支払う株主配当金の額</u>がIV種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>IV種優先配当金が支払われた後に残余利益があるときは、普通株主または普通登録質権者に対して、IV種優先配当金と同額にいたるまで<u>株主配当金を支払う</u>ことができ、さらに残余利益について<u>株主配当金を支払う</u>ときは、IV種優先株主またはIV種優先登録質権者および普通株主または普通登録質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。</p>	<p>第16条－4（IV種優先株式）</p> <p>本会社の発行するIV種優先株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1.（IV種優先配当金）</p> <p>本会社は、第48条に定める期末配当を行うときは、IV種優先株式を有する株主（以下IV種優先株主という。）またはIV種優先株式の<u>登録株式質権者</u>（以下IV種優先登録株式質権者という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、IV種優先株式1株につき年80円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>金銭による剰余金の配当</u>（かかる配当により支払われる金銭を以下IV種優先配当金という。）を行う。</p> <p>ある事業年度においてIV種優先株主またはIV種優先登録株式質権者に対して<u>配当する金銭の剰余金の額</u>がIV種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>IV種優先配当金が支払われた後に残余の剰余金があるときは、普通株主または普通登録株式質権者に対して、IV種優先配当金と同額にいたるまで<u>剰余金の配当を行う</u>ことができ、さらに残余の剰余金について<u>配当を行う</u>ときは、IV種優先株主またはIV種優先登録株式質権者および普通株主または普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の金額を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (準用条文) 第13条-2第2号ないし第9号の規定は、IV種優先株式にこれを準用する。 第13条-5～第14条 (条文省略) <u>第15条(招集地)</u> 株主総会は、東京都区内においてこれを招集する。 第16条 (条文省略) (新設)</p> <p>第17条(決議方法) 株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 <u>商法第343条第1項</u>の規定によるべき株主総会の決議は、<u>前項</u>にかかわらず、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>第18条(議決権の代理行使) 株主は、本会社の議決権を有する株主を代理人とし、その議決権の行使を委任することができる。</p>	<p>2. (準用条文) 第16条-2第2号ないし第9号の規定は、IV種優先株式にこれを準用する。 第16条-5～第17条 (現行第13条-5～第14条のとおり) (削除)</p> <p>第18条 (現行第16条のとおり) <u>第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第20条(決議方法) 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 <u>会社法第309条第2項</u>の規定によるべき株主総会の決議は、<u>同条第1項</u>にかかわらず、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</p> <p>第21条(議決権の代理行使) 株主は、本会社の議決権を有する株主<u>1名</u>を代理人とし、その議決権の行使を委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第18条-2（種類株主総会） <u>第15条、第16条</u>および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第19条（条文省略） 第20条（取締役の選任） 取締役の選任の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってなす。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 第22条～第23条 （条文省略） 第24条（役付取締役） 取締役会の決議により、取締役中より取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを<u>選任</u>する。 第25条～第26条 （条文省略） （新設） 第27条～第28条 （条文省略）</p>	<p>第22条（種類株主総会） 第18条および第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第23条（現行第19条のとおり） 第24条（取締役の選任） 取締役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってなす。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 第25条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 第26条～第27条 （現行第22条～第23条のとおり） 第28条（役付取締役） 取締役会の決議により、取締役中より取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。ただし、取締役社長は、代表取締役中よりこれを<u>選定</u>する。 第29条～第30条 （現行第25条～第26条のとおり） <u>第31条（取締役会の決議の省略）</u> <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> 第32条～第33条 （現行第27条～第28条のとおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（取締役の報酬および退職慰労金）</p> <p>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</p> <p>第30条（取締役の責任免除）</p> <p>本公司は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第31条（条文省略）</p> <p>第32条（監査役の選任）</p> <p>監査役の選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってなす。</u></p>	<p>第34条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本公司から受ける財産上の利益（以下報酬等という。）は、株主総会でこれを定める。</p> <p>第35条（取締役の責任免除）</p> <p>本公司は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>なお、次に規定する責任限定契約を締結した社外取締役（社外取締役であった者を含む。）については、本条は適用されない。</p> <p>第36条（社外取締役の責任限定契約）</p> <p>本公司は、<u>会社法第427条の規定により、社外取締役との契約をもって、任務を怠ったことによる取締役（社外取締役であった者を含む。）の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第37条（現行第31条のとおり）</p> <p>第38条（監査役の選任）</p> <p>監査役の選任の決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第33条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第34条（条文省略）</p> <p>第35条（常勤監査役） <u>本社は、監査役の互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>第36条～第37条 （条文省略）</p> <p>第38条（監査役の報酬および退職慰労金） <u>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>第39条（監査役の責任免除） 本社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第39条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>第40条（現行第34条のとおり）</p> <p>第41条（常勤監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第42条～第43条 （現行第36条～第37条のとおり）</p> <p>第44条（監査役の報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>第45条（監査役の責任免除） 本社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。なお、次条に規定する責任限定契約を締結した社外監査役（社外監査役であった者を含む。）については、本条は適用されない。</u></p> <p>第46条（社外監査役の責任限定契約） <u>本社は、会社法第427条の規定により、社外監査役との契約をもって、任務を怠ったことによる監査役（社外監査役であった者を含む。）の賠償責任を限定することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（営業年度） 本会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>第41条（利益金の処分） <u>本会社の利益金は、株主総会の承認を得て、これを処分する。</u></p> <p>第42条（株主配当金） <u>株主配当金は、毎年3月31日現在における最終の株主名簿等によってこれを支払う。</u></p> <p>第43条（中間配当） 本社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における最終の株主名簿等によって、<u>商法第293条ノ5の規定に基づく金銭の分配（中間配当という。）</u>をすることができる。</p> <p>第44条（株主配当金等の除斥期間） 株主配当金、中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の<u>株主配当金等</u>には、利息を付さない。</p>	<p>第47条（事業年度） 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 （削除）</p> <p>第48条（期末配当金） <u>本社は、株主総会の決議により、毎年3月31日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（本定款において、かかる配当を期末配当といい、期末配当により支払われる金銭を期末配当金という。）</u>を行うことができる。</p> <p>第49条（中間配当金） 本社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項の規定に基づく剰余金の配当（本定款において、かかる配当を中間配当といい、中間配当により支払われる金銭を中間配当金という。）</u>を行うことができる。</p> <p>第50条（配当金の除斥期間） <u>期末配当金、中間配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れるものとする。 前項の<u>期末配当金、中間配当金</u>には、利息を付さない。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

当社取締役 ベイジル エヌ ドロツソス・細井 行・鈴木 浩・当麻 茂樹・木内資雄・只木可弘の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社普通株式の数
1	細井 行 (昭和24年8月9日生)	昭和48年4月 当社入社 1996年5月 いすゞ モーターズ アジア (平成8年) リミテッド取締役社長 1997年4月 同社取締役退任 (平成9年) 1997年4月 いすゞ モーターズ アメリカ (平成9年) インク取締役副社長 1998年2月 同社取締役社長 (平成10年) 平成10年12月 当社経営企画室長 1999年1月 いすゞ モーターズ アメリカ (平成11年) インク取締役退任 平成12年4月 当社国内管理室、RV担当室、 中古車担当室、国内企画室、国内サービス・部品事業室担当 平成13年5月 当社国内企画室、国内サービス・部品事業室担当 平成13年10月 当社企画・財務部門事業企画室長 平成14年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役副社長、管理本部長、 営業本部海外事業部門統括、現在に至る	32,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 普通株式の数
2	鈴木 浩 (昭和22年2月28日生)	昭和44年4月 当社入社 平成10年4月 当社GM業務室担当兼GM業務 室長兼購買業務室長 平成10年6月 当社取締役 平成12年6月 当社取締役退任 平成12年6月 自動車部品工業株式会社代表取 締役員副社長 平成14年5月 同社取締役退任 平成14年6月 当社社長室・品質保証室統括兼 社長室長 平成14年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役副社長、営業本部長、 商品企画部門分掌、現在に至る	56,000株
3	当麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式 会社みずほ銀行および株式会社 みずほコーポレート銀行）入行 平成13年5月 同行常務執行役員営業第三部長 平成14年4月 株式会社第一勧業銀行の分割・ 合併にともない株式会社みずほ コーポレート銀行常務執行役員 営業担当役員 平成14年10月 同行退職 平成14年10月 当社顧問就任 平成14年11月 当社取締役副社長 平成17年4月 当社取締役副社長、技術本部長、 品質保証部門分掌、現在に至る	39,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 普通株式の数
4	木 内 資 雄 (昭和21年9月24日生)	昭和44年4月 当社入社 平成3年12月 当社購買企画室担当部長 平成6年6月 自動車鑄物株式会社取締役 平成9年6月 同社常務取締役 平成11年5月 同社代表取締役社長 平成14年5月 同社取締役退任 平成14年6月 当社管理部門統括 平成14年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役、管理本部管理部門 統括、現在に至る (他の法人等の代表状況) いすゞ自動車健康保険組合理事長 いすゞ自動車企業年金基金理事長	36,000株
5	只 木 可 弘 (昭和22年6月6日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年7月 当社開発部門統括付兼パワート レイン事業管理室長 平成11年10月 当社パワートレイン企画室担当 平成12年4月 当社パワートレイン商品企画室 担当 平成12年6月 当社取締役 平成17年4月 当社取締役、技術本部購買部門 統括、現在に至る	68,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する当社 普通株式の数
6	* 月 岡 良 三 (昭和23年11月28日生)	昭和47年4月 当社入社 平成13年5月 当社車両第一開発室長 平成15年6月 当社開発技術企画部、開発プロジェクト部、CAE・技術システム推進部、審査部、メカニクセンター、デザインセンター執行担当 平成16年4月 当社執行役員、技術本部購買部門統括付、技術本部開発部門開発技術企画部、開発プロジェクト部、CAE・システム推進部、審査部、メカニクセンター、デザインセンター執行担当 平成17年4月 当社執行役員、北米現地事業統括 2005年6月(平成17年) いすゞ モーターズ アメリカ インク取締役会長就任 2005年6月(平成17年) いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク取締役会長就任 平成18年4月 当社執行役員、技術本部長代行、商品企画部門統括、現在に至る 2006年5月(平成18年) いすゞ モーターズ アメリカ インク取締役退任 2006年5月(平成18年) いすゞ コマーシャルトラック オブ アメリカ インク取締役退任	23,000株

- (注) 1. 取締役候補者木内資雄氏は、いすゞ自動車健康保険組合の理事長を兼務しており、当社(いすゞ病院)は、同組合との間の診療契約に基づき、同組合の管掌する健康保険の被保険者および被保険者であった者ならびにこれらの被扶養者である患者の疾病または負傷について療養の給付などを行っております。また、同氏は、いすゞ自動車企業年金基金の理事長を兼務しており、当社は、いすゞ自動車企業年金基金規約に基づき、同基金に対し、事業主としての掛金を支払っております。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. *印は、新任候補者です。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 rows.

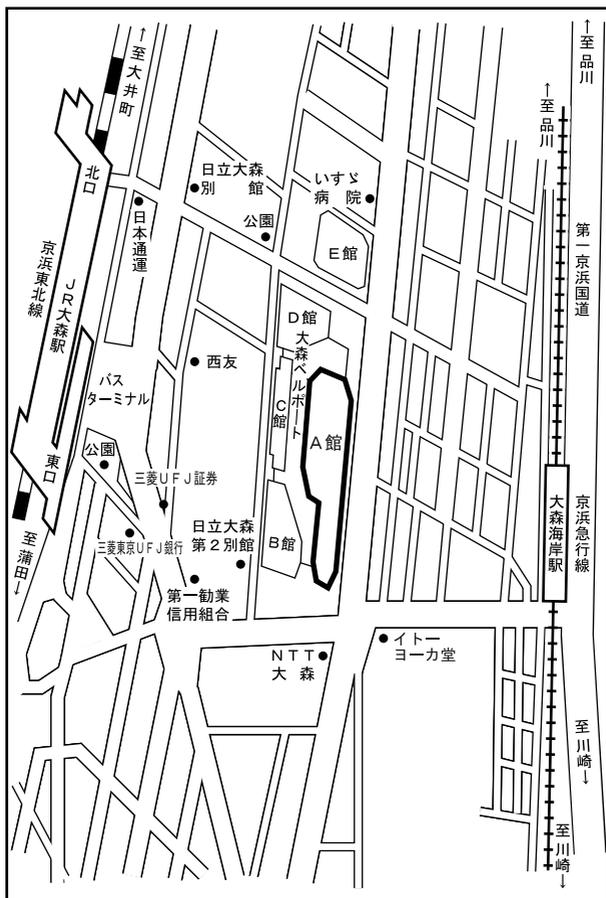
メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 rows.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing practice, consisting of 18 rows.

株主総会会場ご案内図



下車駅

JR京浜東北線
京浜急行線

大森駅東口または北口より徒歩約5分
大森海岸駅より徒歩約4分